

令和5年第4回桶川市農業委員会総会 議事録

令和5年4月25日(火) 午後2時から

場所：桶川市役所3階 会議室305

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、4 荒岡克巳、5 岩崎真一、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
【欠席委員】	9 原島貞夫
【傍聴人】	0 人
事務局長	<p>只今より、令和5年第4回桶川市農業委員会総会を行います。</p> <p>本日は、農業委員11名のうち10名の出席があり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の開会要件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>それでは、次第の1「開会」を、岩崎委員にお願いします。</p>
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	続きますして、次第の2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>総会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。</p> <p>(会長が議長に就く)</p>
議長	<p>只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。</p> <p>それでは、次第の3「議事録署名委員の指名」でございます。</p> <p>5番の岩崎委員と、6番の植野委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、次第の4「議事」に入ります。</p> <p>第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第1号議案について説明させていただきます。</p> <p>譲受人、譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。</p> <p>本件は一時転用の案件になりますので、将来的には農地へ復元されることとなります。一時転用の期間は最長3年間と決まっておりますが、</p>

	<p>この案件は許可日から 7 月 31 日までとなっておりますので、期間に問題はございません。</p> <p>こちらは賃貸借権を設定する案件で、主な転用目的はべに花まつり用の駐車場です。</p> <p>申請地の隣接地でべに花の鑑賞畑の設置が予定されており、その来場者のための駐車場が必要とのことで、今回の申請に至っております。</p> <p>転用面積は 473 m²で、ブルーシートを敷いた上に鉄板を敷き、駐車場として利用する計画となっております。駐車予定台数は 20 台となっております。</p> <p>一時転用終了後の農地への復旧についてですが、べに花の開花時期が終了する 7 月中旬に復旧工事を開始し、7 月末までに完了する予定となっております。</p> <p>なお、申請地は農用地区域内農地ですが、桶川市長より適合証明書が交付されておりますので、農用地区域からの除外申出をすることなく、一時的に農地を転用することについて問題がないと認められている状況です。適合証明書の申請にあたっては、資金計画、理由書などを審査の上、農地への復元が十分に可能であることについて審査が行われております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p>
渡邊委員	<p>それでは報告させていただきます。</p> <p>4 月 18 日に現地調査を行いました。</p> <p>申請地は適正に管理されておりましたが、道路との境界に少し段差がありましたので、車両の出入りに支障があるように感じました。</p> <p>現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、第 1 号議案について何か質問等ありますか。</p>
事務局	<p>道路との段差については、整地した上で鉄板を敷き、車両の出入りに支障がない程度の傾斜を付ける計画だと伺っております。</p>
議長	<p>他に質問等がありますか。</p>

加藤委員	申請者である推進協議会は、法人なのでしょうか。
事務局	任意の協議会でして、法人ではないという認識です。
議長	他に質問等がありますか。
岩崎委員	3カ月間で賃料が200万円とは、あまりにも高すぎると思います。
事務局	申請書記載の所要金額は、主に工事費用となっておりまして、撤去工事まで含まれた費用となっております。 なお、賃料は約50日間で1,000円程度と伺っております。
議長	他に質問等がありますか。
議長	無いようですので、お諮りします。 第1号議案について、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第2号議案について説明させていただきます。 基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。 申請数は、新規のものが11筆となっております。 まず1件目ですが、8筆、2,806㎡となっております。こちらは使用貸借権の設定で、期間は10年間となっております。借受人は桶川市の認定農家にもなっていることから、耕作するうえでも問題はないと考えられます。 次に、2件目ですが、3筆、2,779㎡となっております。こちらは使用貸借権の設定で、期間は10年間となっております。こちらの借受人も桶川市の認定農家にもなっていることから、耕作するうえでも問題はないと考えられます。 事務局からは以上です。
議長	ありがとうございました。

渡邊委員	<p>それでは、現地調査班長の渡邊委員に、現地調査の結果報告をお願いします。</p> <p>それでは報告させていただきます。 4月18日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。 現地調査の結果報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは、第2号議案についてですが、何か質問等ありますか。</p>
議長	<p>無いようですので、お諮りいたします。 第2号議案について、承認とのことよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして次第の5「報告事項」に入ります。 事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。</p> <p>農地法第4条の届出が2件となっており、転用目的は、すべて建物敷地となっており、農地法第5条の届出が5件となっており、転用目的は、住宅敷地が4件、公衆用道路が1件となっており、 なお、令和5年4月7日までに行われた専決処分となっており、事務局からの報告は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 それでは次第6「その他事項」について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>まず、生産緑地地区の買取りの斡旋について、説明をいたします。 お配りした資料は、生産緑地の指定が解除される見込みの土地に関する概要書になります。 生産緑地法第13条には、「市町村長は、生産緑地について、買い取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において農林漁業に従事する</p>

	<p>ことを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならない。」と定められております。</p> <p>桶川市長がこれらの土地を買い取らない旨の通知をしたため、農林業に従事する方への買い取りの斡旋について、依頼されております。</p> <p>委員の皆様方の外、農林業に従事する方の中で、これらの土地を買い取り、保全管理していくことを希望される方がいらっしゃいましたら、令和5年5月10日（水）までに農業委員会事務局までご連絡ください。</p> <p>なお、買い取り希望価格等の詳細につきましては、桶川市都市計画課へお問い合わせください。</p> <p>次に、農業委員会の日程についてお知らせいたします。</p> <p>今回の現地調査は、令和5年5月18日（木）の午前10時から、第2班が行いますので、市役所3階の会議室302にお集まりください。</p> <p>また、今回の農業委員会総会は、令和5年5月25日（木）の午後2時から、市役所3階の会議室303で行いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。慎重審議ありがとうございました。事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。
岩崎委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後2時30分